

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書 No. 3
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社シーアールイー 代表取締役社長 亀山 忠秀
【住所又は本店所在地】	東京都港区虎ノ門二丁目10番 1 号
【報告義務発生日】	2021年 3 月19日
【提出日】	2021年 3 月23日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1 名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等に関する重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社エンバイオ・ホールディングス
証券コード	6092
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社シーアールイー
住所又は本店所在地	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2009年12月22日
代表者氏名	亀山 忠秀
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	物流施設を中心とした事業用不動産の総合サービス （不動産賃貸、管理、仲介、開発、有効活用、建設、アセットマネジメント）

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 取締役執行役員 永浜 英利
電話番号	03-5572-6600（代表）

（2）【保有目的】

2015年10月13日に締結した資本業務提携契約にもとづく、発行者との協力関係強化のための政策投資。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	1,280,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	—	H
新株予約権付社債券（株）	B	—	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 1,280,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 1,280,000		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2021年3月19日現在）	V 6,648,700
上記提出者の株券等保有割合（%） （T/（U+V）×100）	19.25
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	19.69

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

2015年10月13日に、株式会社三井住友銀行に対して、株式会社エンバイオ・ホールディングス株式1,200,000株を担保として差し入れております。また、2015年10月13日に締結した資本業務提携契約では、下記のとおり定めております。

- ①発行会社との事前の書面による同意を得ない限り、発行会社の株式を追加的に取得しない。
- ②発行会社との事前の書面による同意を得ない限り、第三者に対して、その保有する発行会社の株式の譲渡、担保提供その他の処分をしない。

2021年3月19日付で、当該担保契約を解除しました。

(7) 【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	520,304
借入金額計 (X) (千円)	500,000
その他金額計 (Y) (千円)	
上記 (Y) の内訳	
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	1,020,304

②【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)
株式会社三井住友銀行 (丸ノ内支店)	銀行	頭取 高島 誠	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	2	500,000

③【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地